

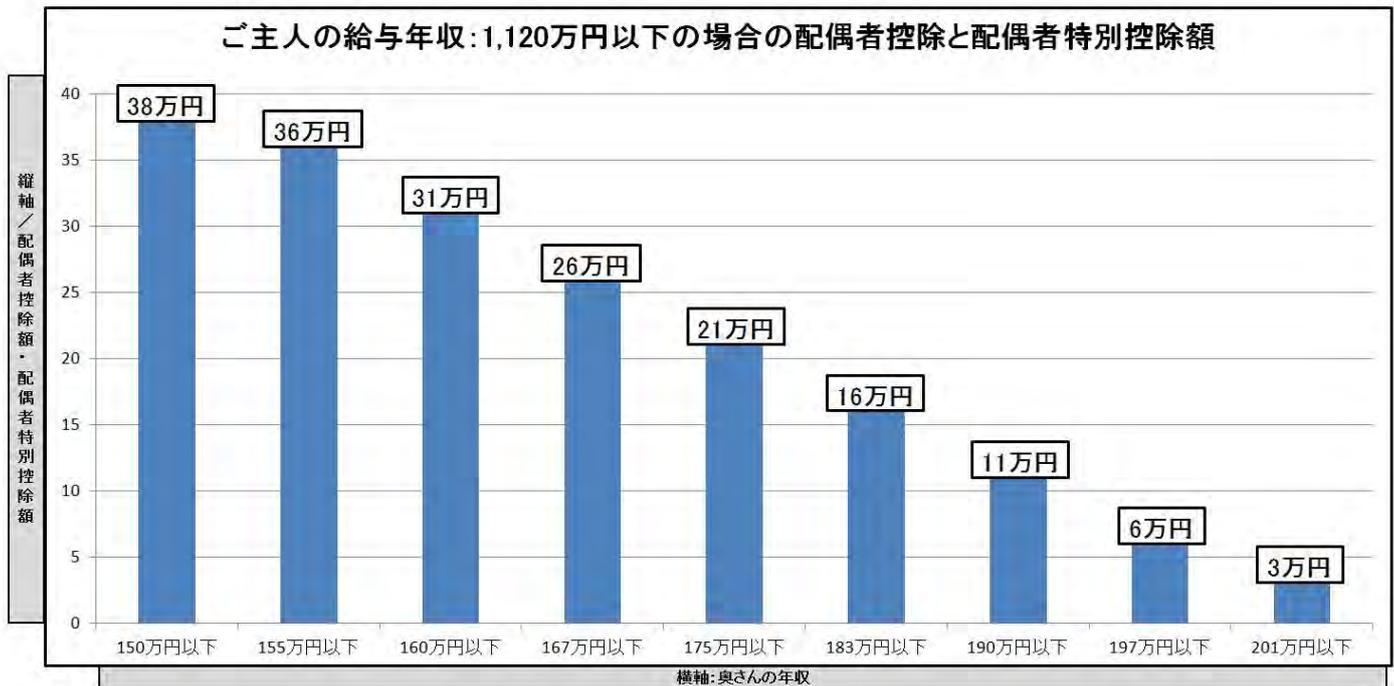


配偶者控除が改正されます。その内容を教えてください。



ご主人の給与収入によって3パターンになります。その1は、

①ご主人の給与収入が1,120万円以下の場合に奥さんの給与収入によって配偶者控除・配偶者特別控除額が変わります(グラフは収入で作成しました)。



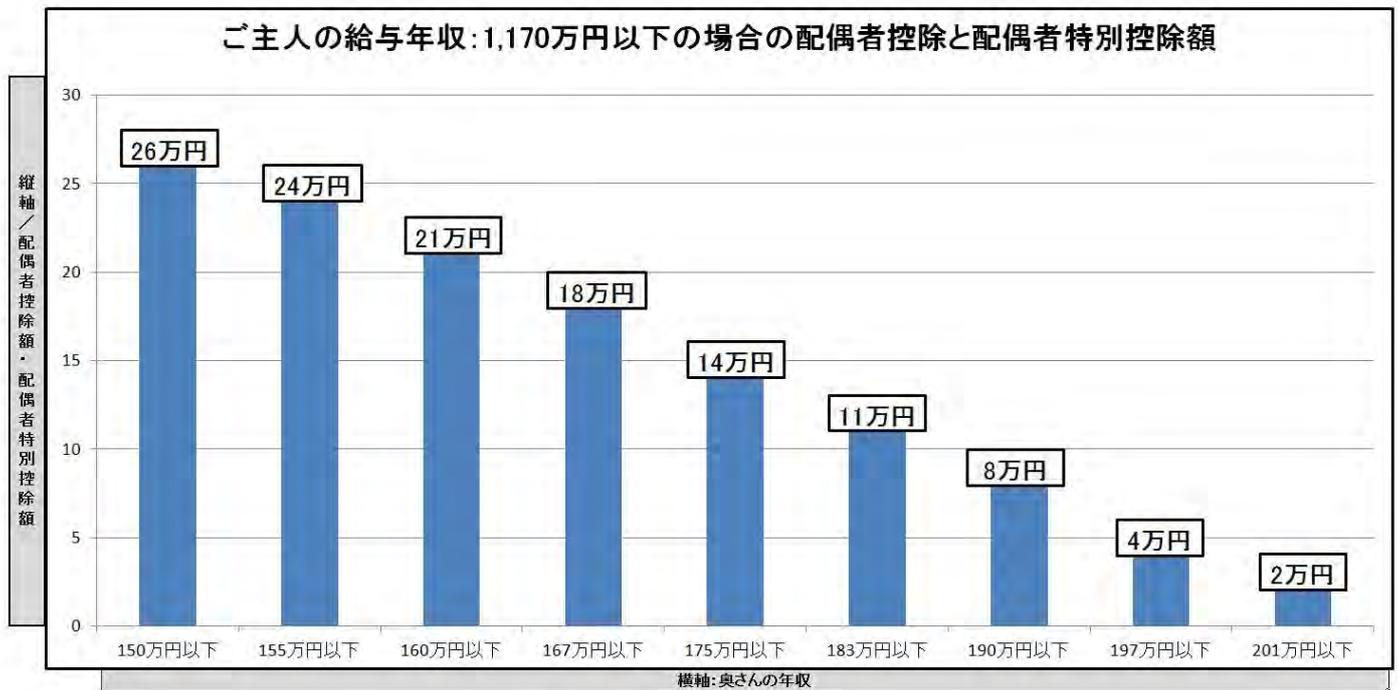
ご主人の年収が1,120万円以下(所得金額が900万円以下)の場合の奥さんの給与収入(所得金額)別配偶者控除・配偶者特別控除(単位:万円)

給与収入	～150	～155	～160	～167	～175	～183	～190	～197	～201
所得金額	～85	～90	～95	～100	～105	～110	～115	～120	～123
控除額	38	36	31	26	21	16	11	6	3



ご主人の給与収入によって3パターンになります。その2は、

②ご主人の給与収入が1,170万円以下の場合に奥さんの給与収入によって配偶者控除・配偶者特別控除額が変わります(グラフは収入で作成しました)。

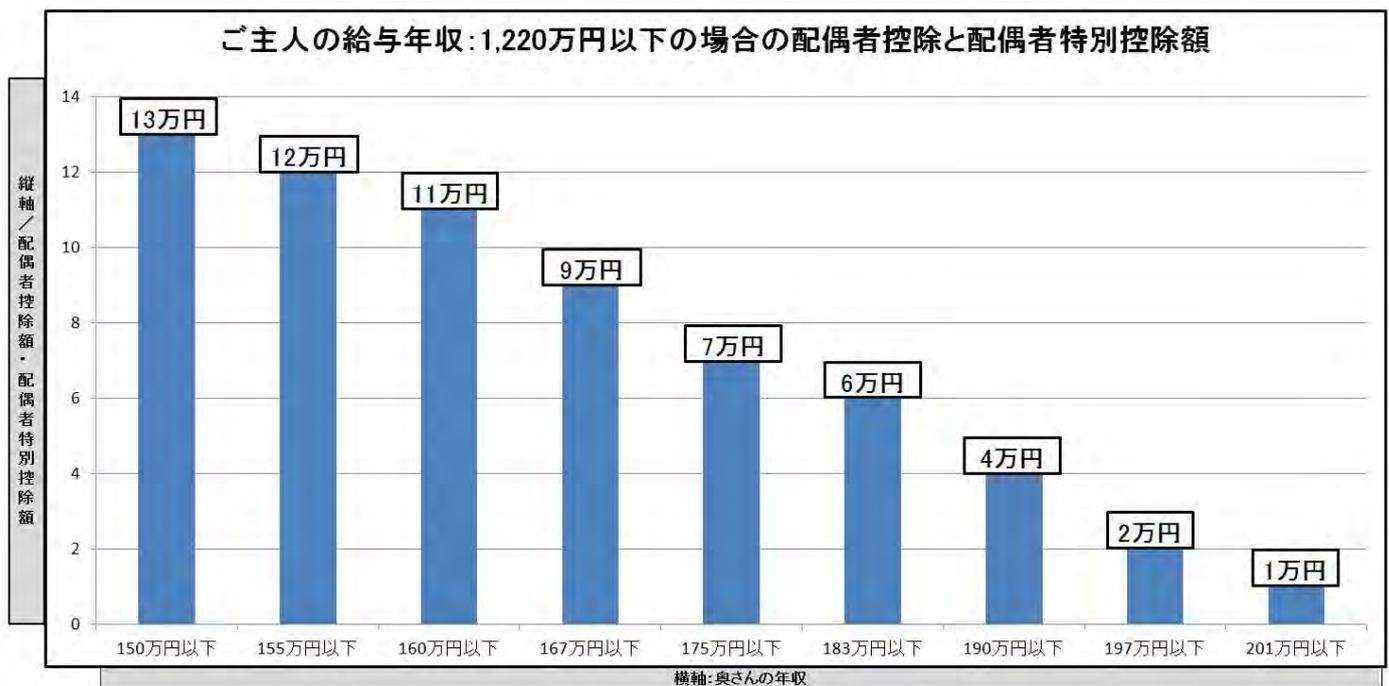


ご主人の年収が1,170万円以下(所得金額が950万円以下)の場合の奥さんの給与収入(所得金額)別配偶者控除・配偶者特別控除(単位:万円)									
給与収入	~150	~155	~160	~167	~175	~183	~190	~197	~201
所得金額	~85	~90	~95	~100	~105	~110	~115	~120	~123
控除額	26	24	21	18	14	11	8	4	2



ご主人の給与収入によって3パターンになります。その3は、

③ご主人の給与収入が1,220万円以下の場合に奥さんの給与収入によって配偶者控除・配偶者特別控除額が変わります(グラフは収入で作成しました)。



ご主人の年収が1,220万円以下(所得金額が1,000万円以下)の場合の奥さんの給与収入(所得金額)別配偶者控除・配偶者特別控除(単位:万円)									
給与収入	~150	~155	~160	~167	~175	~183	~190	~197	~201
所得金額	~85	~90	~95	~100	~105	~110	~115	~120	~123
控除額	13	12	11	9	7	6	4	2	1

ご主人の給与収入が1,220万円超(所得金額1,000万円超)の場合は配偶者控除・配偶者特別控除の適用外になります。

奥さんの給与収入は201万円超(所得金額123万円超)は配偶者控除・配偶者特別控除の適用外になります。



奥さんの給与収入によって家族手当が無くなる場合がありますが、そうなった場合はどうなるのでしょうか?



下表の人事院「民間における家族手当の支給状況」によると、奥さんの給与収入が103万円を超えると奥さんの家族手当分を支給しなくなる会社が68.8%、130万円では25.8%あります。

例えば、配偶者控除38万円が奥さんの給与収入が従来の103から150万円に拡大されても、家族手当が支給されなくなるとご主人の給与収入が減ってしまいます。その金額はデータ通りならば、13,885円×12ヵ月＝166,260円になります。これは大きい金額です。

その上、奥さんの収入は130万円以上だから健康保険料と厚生年金保険料を払うことになります。奥さんの手取りも減ります。

配偶者控除が従来の103万円から150万円に拡大しても家族手当と社会保険料と比較して奥さんの給与収入をいくらにするか考えなければならなりません。150万円に拡大したからと喜んでいただけませんね。腰を落ち着けて考えましょう。

奥さんの収入による家族手当の制限金額

103万円	130万円	その他	制限なし
68.8%	25.8%	5.4%	15.1%

家族手当の支給月額

家族構成	支給月額
奥さん	13,885円
奥さんと子供1人	19,893円
奥さんと子供2人	25,418円

人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」等により加工作成